

温泉採取権者変更のしおり

温泉源から温泉を採取する権利を有する者（以下「温泉採取権者」という。）から権利を譲り受け、又は相続した場合は、その日から20日以内に知事（保健所長）に届け出なければなりません。（大分県温泉法施行条例第5条）

変更届の様式及び必要な添付書類は以下のとおりです。

※温泉台帳（システム）記載事項に変更がある場合は、変更内容それぞれについて届出の提出が必要になりますのでご注意ください。

例1）温泉ゆう出地の所有者が変更となった場合は、第17号様式の「温泉ゆう出地所有者変更届」を提出

例2）動力装置の所有者が変更となった場合は、第22号様式の「動力装置所有者変更届」を提出

1 届出書類

○温泉採取権者変更届（第13号様式）

新しく温泉採取権者となられた方が「届出者」となります。

2 添付書類

（1）売買又は譲渡による温泉採取権者の変更

ア 届出者の住所、氏名が確認できる書類

① 届出者が個人の場合

・住民票（3ヶ月以内、原本）

② 届出者が法人の場合

・法人登記簿現在（履歴）事項全部証明書（3ヶ月以内、原本）

*** 提出書類中の変更前温泉採取権者の住所又は氏名が温泉台帳上の記載と異なる場合は、その繋がりを証明できる次のような公的書類が必要となります。**

・個人の場合は、住民票又は戸籍の附票等

・法人の場合は、法人登記簿履歴事項証明書又は閉鎖登記簿謄本

イ 温泉採取権者が変更したことを証明できる書類

（ア）売買契約を証明する書類（以下「契約書」という。）又は譲渡を証明する書類（以下「譲渡書」という。）がある場合

①売買の場合

- ・ 契約書及び売渡人（変更前の温泉採取権者）の印鑑証明書（3ヶ月以内、原本）並びに契約が成立したことを証明する書類（原本と写し持参）
（契約書に温泉採取権の売買が明記されている場合に限りです。）

* 契約が成立したことを証明する書類

- ・ 土地売買を同時に行っている場合・・・土地登記簿全部事項証明書等
- ・ 温泉採取権のみの売買の場合・・・領収書等の代金支払い証明書類

②譲渡の場合

- ・ 譲渡書及び譲渡人（変更前の温泉採取権者）の印鑑証明書並びに譲渡が成立したことを証明する書類（原本と写し持参）
（譲渡書に温泉採取権の譲渡が明記されている場合に限りです。）

（イ） 契約書や譲渡書がない場合

- ・ 温泉採取権が変動したことを証明できる書類

* 具体的には、変更前の温泉採取権者が作成した「温泉採取権譲渡証明書（印鑑証明書（3ヶ月以内、原本）添付）」を提出してください。

* 変更前の温泉採取権者が死亡して譲渡証明書を作成できない場合は、相続人全員の「温泉採取権譲渡証明書」が必要です。なお、相続人が確認できないとき、確認できても行方不明で「温泉採取権譲渡証明書」が得られないときは、それに代わる温泉採取権の帰属を証明できる公的書類（「確定判決書」等）が必要になります。

（２） 相続による温泉採取権者の変更の場合

ア 届出者、被相続人及び法定相続人の確認書類

① 届出人の住所、氏名が確認できる書類

- ・ 届出者の住民票又は戸籍の附票

② 被相続人が温泉台帳記載の温泉採取権者であることを証明する書類

- ・ 住民票（除票）若しくは戸籍の附票又は温泉所在地の登記識別情報通知書（又は登記済証）

③ 全ての法定相続人が確認できる書類

- ・ 被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本（改製原戸籍を含む）、除籍謄本等
- ・ 相続関係図（様式任意）

* 代襲相続の場合や相続発生後に相続人が死亡している場合などは、当該相続人の出生から死亡までの全ての戸籍が必要になります。

* 法定相続情報証明制度による法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、戸籍謄本等及び相続関係図の提出は不要です。

イ 温泉採取権の相続人が確認できる書類

(ア) 遺産分割協議書等がある場合

- ・遺産分割協議書又は他の共同相続人の相続放棄書等（相続人全員の押印及び印鑑証明書を添付）
 - ・遺言公正証書等又は家庭裁判所の調停調書若しくは審判書等
- （一件書類（原本）全部を持参してください。当所で原本を確認のうえ写しを取らせていただきます。）

＊遺産分割協議書等に温泉採取権の相続について明記されている場合に限りです。
＊温泉採取地の土地相続のみでは、温泉採取権の相続があったと認められません。
また、鉱泉地と記載されていても温泉採取権の相続が明記されていなければ、相続があったとは認められません。

(イ) 遺産分割協議書等がない場合

- ・新たに遺産分割協議書を作成するか、温泉採取権を相続する者に対して他の相続人が承諾することを証明する「**温泉採取権（分割）相続承諾書**」を作成する必要があります。（他の相続人全員の押印と印鑑証明書を添付）

(3) その他の原因による温泉採取権者の変更

- ・法人の合併・分割や原始取得による温泉採取権者の変更の場合も、譲渡や相続に準じた変更手続きが必要となります。詳しくは保健所（部）にご相談ください。

3 提出部数 1 部

4 変更届提出先・問い合わせ先

保健所・保健部	担当課	連絡先	所管する地域
東部保健所	健康安全企画課	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	健康安全企画課	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	097-582-0660	由布市
南部保健所	健康安全企画課	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	健康安全企画課	0974-22-0162	竹田市、豊後大野市
西部保健所	健康安全企画課	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	健康安全企画課	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	0978-22-3165	豊後高田市
自然保護推進室	温泉・地域資源活用班	097-506-3025	大分市

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。